

## 長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

# 突然、身に覚えのないサイトから 料金請求のSMSがきた！

質問：利用した覚えのないところから、「有料サイトの未納料金が発生しています。本日中に連絡がない場合は法的手段に移行します」というSMSが届きました。どうすればよいですか。

回答：質問のような身に覚えのない料金を請求するSMSは実際に利用したサービス等の請求ではなく、架空請求の可能性が高いものです。

●身に覚えのない場合は、相手には連絡せず様子を見ましょう。

相手に連絡すると、やり取りをする中で、金銭を請求されたり、新たに個人情報を知られることで、その後も同じようなSMSやメールが届く可能性があります。

SMS等がしつこく送られてくる場合は、メールブロックサービスの利用やメールアドレスの変更を検討しましょう。

※困ったときは、消費生活センターに相談しましょう

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」「見守り」を日頃から行い、消費者被害の未然防止と、被害に気づいていない人には、気づかせる機会を設けてください。

「自分は、大丈夫」と思っているあなた、・・・騙されやすいタイプです。

### ～ 不安を感じたら迷わず電話 ～

- ◆ 長野市消費生活センター 224-5777  
(消費者ホットライン 188)

#### 【発行元】

長野市地域・市民生活部 市民窓口課  
消費生活センター  
〒380-0835  
長野市大字南長野新田町 1485-1  
長野市もんぜんぶら座 4階  
電話 026-224-5777  
FAX 026-223-1818